

【表紙】

【提出書類】

臨時報告書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

2026年 8 月31日

【会社名】

株式会社筑邦銀行

【英訳名】

The Chikuho Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】

取締役頭取 鶴 久 博 幸

【本店の所在の場所】

福岡県久留米市諏訪野町2456番地の 1

【電話番号】

0942(32)5331 (代表)

【事務連絡者氏名】

取締役常務執行役員企画本部長 小 泉 達 哉

【最寄りの連絡場所】

東京都中央区日本橋本町三丁目 9 番 4 号 日幸小津ビル 2 階
株式会社筑邦銀行 東京事務所

【電話番号】

03(5614)7982

【事務連絡者氏名】

東京支店長兼企画本部東京事務所長 井 口 俊 二

【縦覧に供する場所】

証券会員制法人 福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番 2 号)

1【提出理由】

当行は、2026年8月31日開催の当行取締役会において、当行の取締役（監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役のうち社外取締役である者を除きます。以下、断りがない限り、同じとします。）及び執行役員（以下、取締役とあわせて「取締役等」といいます。）の報酬と当行の株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として導入しております株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下、「本制度」といいます。）に係る役員株式給付規程を踏まえ、本制度に基づいて取締役等への給付を行うために設定している信託に対する自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 銘柄

株式会社筑邦銀行 普通株式

(2) 発行数

120,000株

なお、本信託（注1）は、2026年7月31日時点で128,600株（以下、「残存株式」といいます。）を保有しており、合算すると248,600株となります。

注1：「本信託」とは、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結した信託契約に基づいて設定されている信託をいいます。以下同じとします。

注2：本信託は、残存株式を考慮し、当行が定める役員株式給付規程（以下、「本規程」といいます。）に基づき信託期間中に取締役等に給付すると見込まれる株式数に相当する数の当行株式（2026年3月末日で終了した事業年度から2030年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度分）を予め信託財産内に確保するため、本自己株式処分を引き受けることを予定しております。本自己株式処分に係る募集事項は以下のとおりであります。

募集株式の種類及び数	当行普通株式120,000株
募集株式の払込金額	1株につき金2,299円
払込期日	2026年9月16日

注3：取締役等には、役位により定まるポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当行株式及び当行株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当行株式等」といいます。）を給付します。したがって、上記株式数は最大数であり、実際に取締役等に給付される当行株式等の数は、取締役等の役位により変動いたします。

(3) 発行価格及び資本組入額

発行価格 2,299円
資本組入額 該当事項はありません。

注：発行価格は、2026年8月28日の福岡証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値としております。

(4) 発行価額の総額及び資本組入額の総額

発行価額の総額 275,880,000円
資本組入額の総額 該当事項はありません。

注：発行価額の総額は、本自己株式処分に係る処分株式の数（120,000株）に払込金額（1株当たり2,299円）を乗じた額を記載しております。残存株式（128,600株）に係る本信託における2026年7月31日時点の信託簿価の合計額（235,775,165円）を合算すると511,655,165円となります。

(5) 株式の内容

完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(6) 当該取得勧誘又は売付け勧誘等の相手方の人数及びその内訳

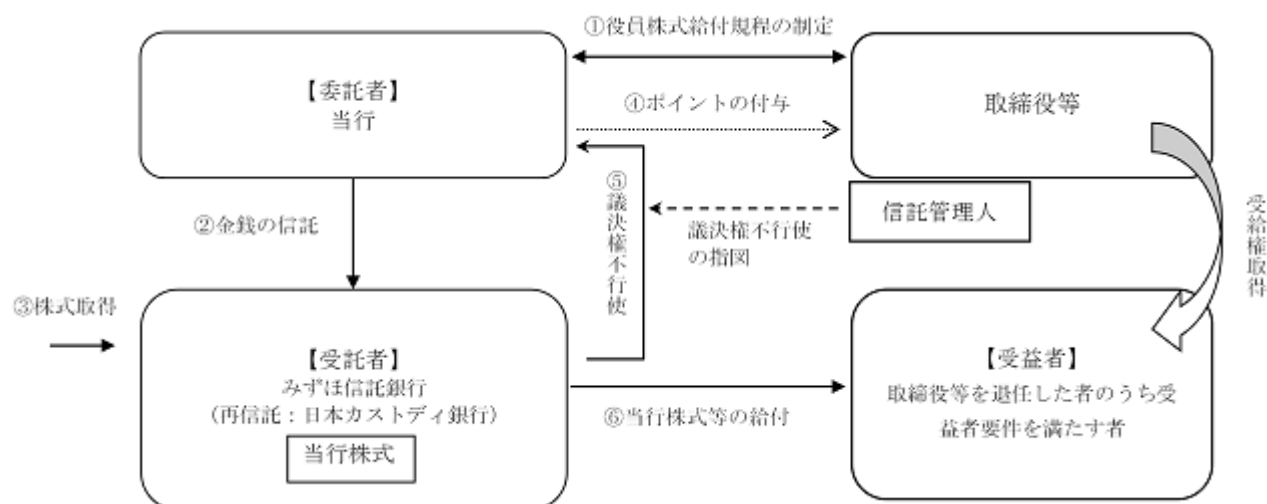
当行の取締役（社外取締役を除く） 8名
当行の取締役を兼務しない執行役員 5名

(7) 勧誘の相手方が提出会社の子会社の取締役等である場合には、当該子会社と提出会社との間の関係
該当事項はありません。

(8) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

本制度は、当行が拠出する金銭を原資として当行株式が本信託を通じて取得され、取締役等に対して、当行が定める役員株式給付規程に従って、当行株式等が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。当行は、取締役等に対して、役位により定まるポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当行株式等を給付します。なお、取締役等が当行株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

(本制度の仕組み)



- ① 当行は、「役員株式給付規程」を制定しています。
- ② 当行は、金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当行株式を、取引所市場を通じて又は当行の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当行は、役員株式給付規程に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当行から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当行株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役等を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当行株式を給付します。ただし、取締役等が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当行株式の時価相当の金銭を給付します。

(本信託の概要)

名称 : 株式給付信託 (BBT)
委託者 : 当行
受託者 : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者: 株式会社日本カストディ銀行)
受益者 : 取締役等を退任した者のうち本規程に定める受益者要件を満たす者
信託管理人 : 当行と利害関係のない第三者を選定
信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
本信託契約の締結日 : 2020年8月27日
金銭を信託した日 : 2020年8月27日
信託の期間 : 2020年8月27日から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

(9) 当該株券等が譲渡についての制限がされていない他の株券等と分別して管理される方法

本自己株式処分により割り当てられた当行株式は、取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たして給付を受けるまでの間、株式会社日本カストディ銀行 (本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受ける再信託受託者) に設定される信託E口において、譲渡制限が付されていない他の当行株式とは分別して管理されます。

(10) 信託を用いて当該株券等を交付する場合に係る事項

当該信託の受益権の内容

役員株式給付規程に基づき付与されたポイントに応じた数の当行株式について、本信託から給付を受けることができる権利です。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当行株式の給付に代えて、当行株式の時価相当の金銭給付を受けることとなります。

当該信託を用いて交付する予定の当該株券等の総数又は総額
248,600株

当該信託を用いて当該株券等を交付することができる者の範囲

当行の取締役 (監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役のうち社外取締役である者を除きます。) 及び執行役員

以上